令和8年3月新規大学等卒業予定者対象

求人のしおり

●●●● 大卒者等への求人はハローワークへ! ●●●●

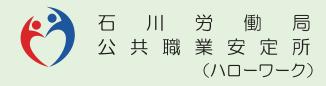
ハローワークでは、令和8年3月新規大学等卒業予定者を対象とした求人の 受付を、令和7年2月1日から開始します。お申込みいただいた求人は、全国の ハローワークにて公開されるとともに、インターネット等を通じて学生に情報 を提供します。(求人票は令和7年4月1日から公開開始)

さらにハローワークでは、就職支援ナビゲーターを中心に企業と学生のマッチングに重点を置き、学校とも連携をとりながら学生に対する職業紹介を行っています。

大卒者等の採用をお考えの事業主の皆さまにおかれましては、この「求人の しおり」をご覧いただき、ハローワークへ求人の申込みをお願いします。

日 次

1	就職・採用活動開始時期・・・・・・・・・・2
2	ハローワークへの求人申込み方法・・・・・・・・ 3
3	労働条件の明示・・・・・・・・・・・・・・4
4	「求人者マイページ」のご案内・・・・・・・・ 7
5	求人申込書(大卒等)の入力・書き方のポイント・・・・ 9
6	求人票 (大卒等) 見本・・・・・・・・・・18
7	求職者からの直接応募を受け付ける 「オンライン自主応募」のご案内 ・・・・・・20
8	若者雇用促進法の概要・・・・・・・・・・・21
9	求人の不受理制度について・・・・・・・・・24
10	企業情報・求人情報の公開・・・・・・・・・25
	石川県内ハローワーク一覧表・・・・・・・・26



1 就職 • 採用活動開始時期

新規大学等卒業予定者の就職・採用活動開始時期については、学生が学習時間等を確保しながら安心して就職活動に取り組むことができるようにする必要があります。このことを踏まえ、令和5年12月8日に「就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議」が開催され、「2025年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方」が取りまとめられました。

また、大学等においても令和6年4月16日には就職問題懇談会により「令和7年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について(申合せ)」を定め、令和7年度卒業・修了予定者の就職・採用活動スケジュールは以下のとおりとなりました。

- (1) 大学等卒業予定者の就職・採用活動時期について
 - ① 広報活動 卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降
 - ② 選考活動 ※専門活用型かつ春休み以降に実施されるインターンシップを通じて高い専門的 卒業・修了年度の6月1日以降 知識や能力を有すると判断された学生については、6月より以前のタイミングから採用選考プロセスに移行できる。
 - ③ 採用内定 卒業・修了年度の10月1日以降

※広報活動:採用を目的として、業界情報、企業情報などを学生に対して広く発信していく活動。

実質的な選考とならないよう留意ください。

※選考活動:一定の基準に照らして学生を選抜することを目的とした活動。

●2025年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方 (就職・採用日程に関する関係省庁連絡会議)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_katsudou/index.html

●「令和7年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について(申合せ)」(就職問題懇談会)

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/gakuseishien/1422040_00007.htm
いずれも令和8年3月の卒業生を対象

- (2) ハローワークにおける求人等の取扱い
 - ① 求人の受理 令和7年2月1日以降
 - ② 求人の公開 令和7年4月1日以降
 - ③ 大学等卒業予定者に対する職業紹介令和7年6月1日以降



- ※ハローワークにおける求人等の取扱いは前年度から変更ありません。
- ※ただし、既卒者も応募可能であり、かつ、通年採用可能の場合は、早期の就職を希望する既卒者 に対し4月1日以降、ハローワーク窓口で職業紹介を行います。

2 ハローワークへの求人申込み方法

(1) 求人申込み手続き

① 求人の作成・登録

「求人申込書(大卒等)」を作成し、事業所を管轄するハローワークへお申込みください。 (ハローワーク金沢管内の事業所の求人については、金沢新卒応援ハローワーク(ヤングハローワーク金沢)において受け付けております。)

求人申込書の作成方法は以下のとおりです。

- I ハローワークインターネットサービス上で求人者マイページを開設し、マイページ上で 作成する方法(7ページ「求人者マイページ」のご案内を参照ください。)
- I 求人申込書に手書きで作成する方法(様式は石川労働局のホームページからダウンロードできます)※以前に作成した求人票を基にした朱書き訂正による作成も可能です。

② 求人の公開

全国のハローワークの来所者端末のほか、インターネット(ハローワークインターネットサービス)において全国の学生や大学等へ公開します。また、求人一覧表を作成し、石川労働局のホームページにて公開します。申込時に求人公開を希望しない選択も可能です。

●募集が終了した場合

応募可能な求人のみを学生に対して情報提供するために、募集を終了する場合は、速やかにマイページから取消しまたは管轄のハローワークにご連絡をお願いします。連絡先につきましては、最終ページをご確認ください。

(2) 求人申込みにあたっての留意事項

求人申込みにあたっては、次の点に留意されるとともに、求人の職務内容が明らかで、労働 条件は労働法令に違反した内容とならないよう注意してください。

- ●求人の申込みは、人事権(採用権)のある事業所単位で、所在地を管轄するハローワークへお申込みください。
- ●求人申込書及び求人票は、求人者と求職者の雇用関係を成立させるための求人条件を明示する書類ですから、正しく記載するとともに、学生にわかりやすい内容としてください。
- ●採用内定取消し、募集の中止及び募集人員の削減が生じないよう、的確な採用計画 に基づいて募集・採用活動を行ってください。
- ●職業安定法第5条の4に基づき、求人に関する情報及び事業所情報の的確な表示が 義務づけられています。これらの情報については虚偽又は誤解を生じさせる表示を せず、情報が最新かつ正確な内容となるようにしてください。
- ●「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」により、新規学校卒業者等を募集・採用する際に事業主が講じるべき措置が示されています。(詳細は21ページを参照ください。)
- ●男女雇用機会均等法の内容に沿った募集を行ってください。
- ●障害者の雇用を促進するために「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、事業主は一定率以上の障害者を雇用するよう義務づけられていますので、障害を持つ学生がその適性と能力に応じた就職ができますよう、積極的な取組みをお願いします。

3 労働条件の明示

職業安定法では、求人者、労働者の募集を行う者及び労働者供給を受けようとする者は、それ ぞれ、求人の申し込みをした公共職業安定所(又は特定地方公共団体、職業紹介事業者等)の紹 介による求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者と労働契約を締結 する場合であって、これらの者に対して職業安定法第5条の3第1項の規定により明示された労 働条件等を変更する場合その他厚生労働省令で定める場合は、当該契約の相手方となろうとする 者に対し、当該変更する労働条件等を明示しなければならないこととなっています。

また、この規定に違反しているとき又はこの規定に違反して指導若しくは助言を受けたにもか かわらず、なおこれらの規定に違反する恐れがあると認められるときは、違反を是正するために 必要な措置又はその違反を防止するために必要な措置を執るべきことを勧告することができるこ ととなっています。

さらに、求人者(及び労働者の募集を行う者)又は労働供給を受けようとする者が勧告又は改 善命令に従わなかったときは、その旨の公表をすることや、虚偽の条件を提示して、公共職業安 定所(又は職業紹介を行う者)に求人の申込みを行った者について、一定の懲役又は罰金に処す る規定があります。

ここでは、労働者の募集を行う際の労働条件の明示等について、留意点をお知らせします。

① 労働条件の明示が必要な時点

ハローワーク等へ求人申込みをする際や、ホームページ等で労働者の募集を行う場合は、労働契約 締結までの間、以下のように労働条件を明示することが必要です。

時点	必要な明示
ハローワーク等への 求人申込み、	求人票や募集要項等において、労働条件(詳細は次ページ)を明示することが必要です。
自社 H P での募集、 求人広告の掲載等を 行う際	○求人票のスペースが足りない等、やむを得ない場合には、「詳細 は面談の時にお伝えします」などと書いた上で、労働条件の一部 を別途明示することも可能です。
	○この場合原則として、初回の面接等、求人者と求職者が最初に接 触する時点までに、全ての労働条件を明示すべきとされています。
兴	当初明示した労働条件が変更される場合は、変更内容について明示し

労働条件に 変更があった場合、 その確定後、 可能な限り速やかに なければなりません。

○面接等の過程で労働条件に変更があった場合、速やかに求職者に 知らせる配慮が必要です。

労働契約締結時

労働基準法に基づき、労働条件通知書等により労働条件を通知するこ とが必要です。(明示すべき事項については、厚生労働省ホームペー ジに掲載の「労働条件通知書」を参考にしてください。)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou roudou/roudoukijun/roudoukijunkankei.html

② 最低限明示しなければならない労働条件等

労働者の募集や求人申込みの際に、少なくとも以下の事項を書面の交付によって明示しなければなません。ただし、求職者が希望する場合には、電子メールによることも可能です。

- ☆令和6年4月1日から募集時などに明示すべき労働条件が追加されます!
 - (労働基準法に基づく労働契約締結時の明示義務と同様の改正)

【追加される明示事項】

- ①従事すべき業務の変更の範囲※
- ②就業場所の変更の範囲※
- ③有期労働契約を更新する場合の基準 (通算契約期間または更新回数の上限を含む)
- ※「変更の範囲」とは、雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間中(契約期間を定めない場合は定年まで)における変更の範囲のことをいいます。
- ※いわゆる在籍出向を命じることがある場合で、出向先での就業場所や業務が出向元の会社の変更の範囲 を超える場合には、その旨を明示するようにしてください。

記載が必要な項目	記載例
◎業務内容 ☆下線部追加	(雇い入れ直後) 一般事務 <u>(変更の範囲) ○○事務</u>
◎ 契約期間 ☆下線部追加	期間の定めなし ※期間の定めありの場合 契約の更新 有(●●により判断する) 更新上限 有(通算契約期間の上限●年/更新回数の 上限●回)
◎試用期間	試用期間あり(3か月)
◎就業場所 ☆下線部追加	(雇い入れ直後)本社(△市△-△) (変更の範囲)●●支社(●県●市●-●)
◎就業時間/◎休憩時間 ◎休日/◎時間外労働	9:00~18:00 / 12:00~13:00 土日、祝日 / あり(月平均20時間)
◎賃金	月給 20万円 試用期間中別条件の場合はその旨、求人票の「求人条件にかかる特記事項」に記載

時間外労働の有無に関わらず一定の手当を支給する制度(いわゆる「固定残業代」)を採用する場合は、以下のような記載が必要です。

- ① 基本給 ××円(②の手当を除く額)
- ② □□手当(時間外労働の有無に関わらず、○時間分の時間外手当として△△円を支給)
- ③ ○時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給

◎加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
◎募集者の氏名又は名称	○○株式会社
(○派遣労働者として雇用する場合)	雇用形態:派遣労働者
◎屋内の受動喫煙対策	あり(敷地内禁煙)

③ 労働条件明示に当たって遵守すべき事項

労働条件を明示するに当たっては、職業安定法に基づく指針等を遵守することが必要です。

職業安定法に基づく指針等の主な内容

- 明示する労働条件は、虚偽又は誇大な内容としてはなりません。
- 有期労働契約が試用期間としての性質を持つ場合、試用期間となる有期労働契約期間中の労働条件を明示しなければなりません。また、試用期間と本採用が一つの労働契約であっても、試用期間中の労働条件が本採用後の労働条件と異なる場合は、試用期間中と本採用後のそれぞれの労働条件を明示しなければなりません。
- 労働条件の水準、範囲等を可能な限り限定するよう配慮が必要です。
- 労働条件は、職場環境を含め可能な限り具体的かつ詳細に明示するよう配慮が必要です。
- 明示する労働条件が変更される可能性がある場合はその旨を明示し、実際に変更された 場合は速やかに知らせるよう、配慮が必要です。

④ 労働条件を変更する場合の変更明示の方法等について

以下の①~④のような場合に、変更明示が必要となります。

- ① 「当初の明示」と異なる内容の労働条件を提示する場合
 例)当初:基本給30万円/月 ⇒ 基本給28万円/月
 ② 「当初の明示」の範囲内で特定された労働条件を提示する場合※
 ③ 「当初の明示」で明示していた労働条件を削除する場合
 例)当初:基本給25万円/月、営業手当3万円/月 ⇒ 基本給25万円/月
 ④ 「当初の明示」で明示していなかった労働条件を新たに提示する場合
 例)当初:基本給25万円/月 ⇒ 基本給25万円/月、営業手当3万円/月
- ※ 大卒等を対象としたハローワーク求人では賃金の範囲を示す提示はできません。 変更明示は、求職者が変更内容を適切に理解できるような方法で行う必要があります。 以下の①の方法が望ましいですが、②の方法などにより適切に明示することも可能です。
 - ① 当初の明示と変更された後の内容を対照できる書面を交付する方法
 - ② 労働条件通知書において、変更された事項に下線を引いたり着色したりする方法や、 脚注を付ける方法



- 変更明示を行う場合でも、当初の明示を安易に変更してはなりません。学校卒業見込者等については、特に配慮が必要であることから、変更を行うことは不適切です。また、原則として、内定までに、学校卒業見込者等に対しては職業安定法に基づく労働条件明示を書面により行わなければなりません。
- 変更明示が適切に行われていない場合や、当初の明示が不適切だった場合(虚偽の内容や、明示が不十分な場合)は、行政による指導監督(行政指導や改善命令、勧告、企業名公表) や罰則等の対象となる場合があります。
- 変更明示が行われたとしても、当初の明示が不適切であった場合には、行政指導や罰則等の 対象となることには変わりません。

変更明示に当たっては、その他にも以下のような点に留意が必要です。

職業安定法に基づく指針等の主な内容

- 労働者が変更内容を認識した上で、労働契約を締結するかどうかを考える時間が確保されるように、労働条件等が確定した後、可能な限り速やかに変更明示しなければなりません。
- 変更明示を受けた求職者から、変更した理由について質問をされた場合には、適切に説明を行うことが必要です。
- 当初明示した労働条件の変更を行った場合には、継続して募集中の求人票や募集要項等についても修正が必要となる場合がありますので、その内容を検証した上で、必要に応じ修正等を行うことが必要です。

4 「求人者マイページ」のご案内

ハローワークインターネットサービス上に求人者専用の「求人者マイページ」を開設すると、ハローワークの窓口まで来所いただくことなく、会社のパソコンから求人申込みや内容変更などのサービスをご利用いただけます。ハローワークの窓口でマイページの開設手続きをご案内しています。

※求人者マイページのその他のサービスについては「ハローワークインターネットサービス 求人者マイページでできること(https://www.hellowork.mhlw.go.jp/enterprise/ent_possible.html)」をご覧ください。

【留意事項】

- マイページで申し込んだ求人は、ハローワークでの内容確認後、受理・公開となります。
- ・2025年3月新規大学等卒業予定者を対象とした求人は2月1日以降に入力可能となります。 (「求人の対象年度」の選択にお気を付けください。)

« 求人者マイページからの申し込み方法 »

(1) ホーム画面で、新規求人情報を登録 ボタンをクリック



- (2) 転用したい求人の右下にある<mark>この求人情報を転用して登録</mark>ボタンをクリックすると、登録画面に移動します。「年度」や「公開・非公開」についての選択に気を つけてください。
 - ※初めて求人を申し込む場合は、転用可能な求人は表示されません。 右上の「新規求人情報を登録」ボタンから入力画面に進んでください。



- (3) 入力画面に従って入力を進めてください。
- (4) 入力途中、**画面右上の一時保存**ボタンで一時保存できますが、14日以内に 再度ログインのうえ、入力を再開・完了しない場合、一時保存した求人仮登録 情報は自動消去されますのでご注意ください。

また、保存できるのは1件のみです。入力を再開する場合は、ホーム画面で 新規求人情報を登録ボタンをクリックしてください。



- (5) 最後の画面で「完了」をクリックすると「求人仮登録完了」となり、データ がハローワークへ送信されます。
- (6) 仮登録完了後ハローワークで内容を確認し、求人票を作成します。

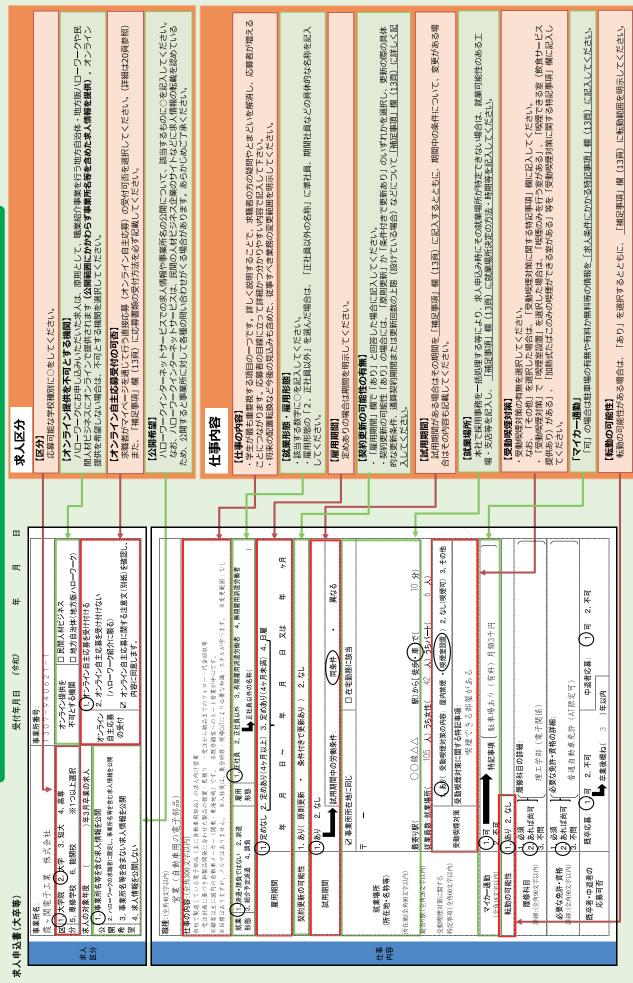
マイページ開設をご希望の場合は、ハローワークまでご連絡ください。

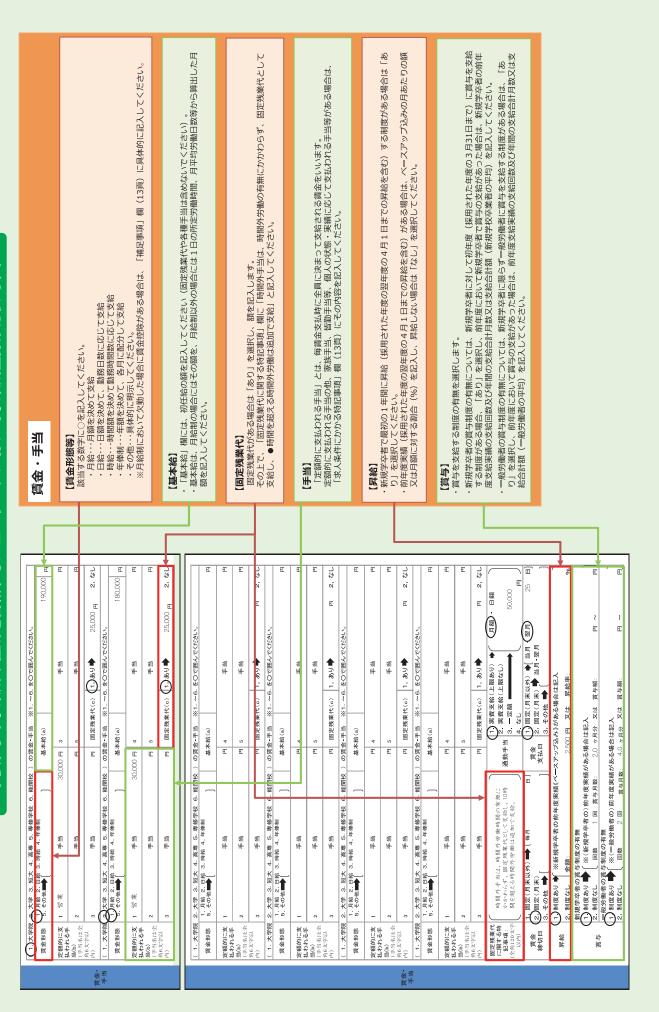
5 求人申込書(大卒等)の 入力・書き方のポイント

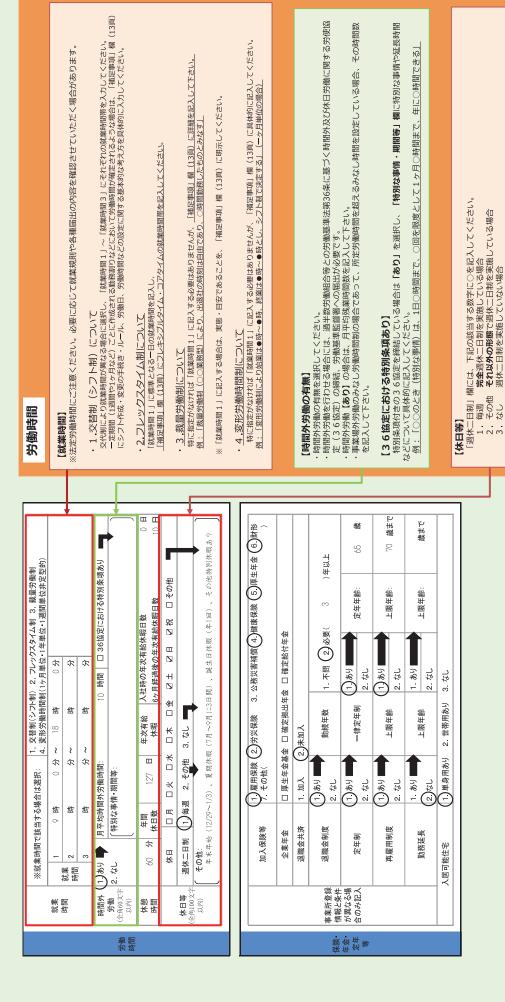
求人事業主の皆さまへ

- ・求職者に対して、従事すべき業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件を明示することが、職業安定法第5条の3により義務付けられています。労働条件などの明示は、労働者が職場に適応してその能力を有効に発揮するためにも、就職後のトラブルを避ける上からも重要です。
- ・労働条件は、そのまま採用後の労働条件になることが期待されています。求職者から誤解を生じにくいかたちで、正確かつわかりやすく記載してください。やむを得ず求人内容を変更する場合は、ハローワークへの申出や求人者マイページから速やかに修正し、常に最新の内容にしてください。
- ・ハローワークの窓口では、わかりやすい記載方法のアドバイスを行っています。お気軽にご相談ください。
- ・また、労働条件を正確に伝えることに加えて、平均勤続年 数や研修の有無および内容といった職場情報を新卒者等に提 供することが「若者雇用促進法」によって求められています。
- ・応募者の基本的人権を尊重し、適性・能力のみを基準とした、公正な採用選考を行ってください。 **国際**

https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/topics/saiyo/saiyo.htm

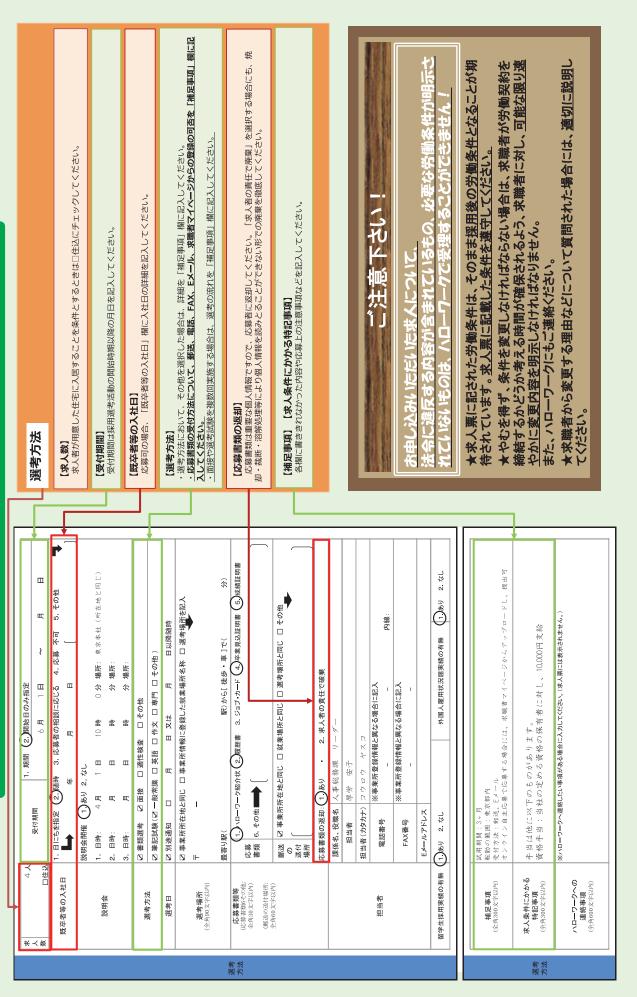






「その他」欄に記入してください。

年末年始休暇や夏季休暇など特別休暇がある場合は、



※求人を行っている採用区分(例:総合職/一般職)、学歴別 (大卒/高卒)、事業所別、職種別など。企業の任意の区分で \prec 人 3年度前: 人 3年度前 人 3年度前: 人 3年度前 人 3年度前: 人 3年度前: 人 3年度前: 人 3年度前 男性 男性 従業員の平均年齢 男性の配偶者 里性の配偶者 聖報 聖書 ш \prec 女性の管理職割合 Ш 人 2年度前: 人 2年度前: 人 2年度前: 人 2年度前 人 2年度前: 人 2年度前: 人 2年度前: 人 2年度前: _ 女杆 1. あり 2. なし (2) 前事業年度の有給休暇の平均取得日数: (2)前事業年度の有給休暇の平均取得日数 (1) 前事業年度の月平均所定外労働時間 (1)前事業年度の月平均所定外労働時間 女性 (3) 前事業年度の育児休業取得者数: 女性 (3) 前事業年度の育児休業取得者数: (2)男性新卒者等採用者数: 前年度: (2)男性新卒者等採用者数: 前年度 前年度 女性新卒者等採用者数: 前年度: (1)新卒者等採用者数: 前年度: 前年度 新卒者等離職者数: 前年度: 前年度 前事業年度の出産者数: 女性新卒者等採用者数: 前事業年度の出産者数: (2)自己啓発支援の有無((1)新卒者等採用者数: (3)メンター制度の有無 新卒者等離職者数: (3)平均勤続勤務年数 (3)平均勤続勤務年数 (4)女性の役員割合: 1. あり 2. なし 1. あり 2. なし 区分の名称(能力 の開発及び 向上に関する 取組の実施状況 区分毎の職場へ の定着の促進に 関する取組の 実施状況 採用に関する 情報 企業全体**の職場 への 定着の促進に 関する取組の 区分毎の夢集 - 採用に関する 信報 企業全体**の職業 企業全体**の募集 区分毎の情報 実施状況 古 字 原 編 編

グループ会社等別法人の情報は含めません。

前事業年度の月平均所定外労働時間の算出方法

前事業年度の労働者毎の一月あたりの所定外労働時間の平均値を合計した値を、労働者数で除して算出します。 (管理的地位にある 者については、算出対象から除いて差し支えありません。)

労働者ごとの一月あたりの

前事業年度の月平均所定外労働時間 =

所定外労働時間の平均値の合計 前事業年度の労働者数

※月平均所定外労働時間は以下の計算方法で算出しても差し支えありません。

前事業年度の所定外労働時間の合計 前事業年度の月平均所定外労働時間 =

各月1日に在籍している労働者の延べ人数

前事業年度の有給休暇の平均取得日数の算出方法

労働者数で除して算出します。(管理的地位にある者、有給休暇が付与され 労働者ごとの年次有給休暇の取得日数を合計した価を、労働者数で除して算出します。 (管理的址でいない者については、算出対象から除いて差し支えありません。) **前事業年度の労働者ごとの**

年次有給休暇の取得日数の合計

前事業年度の労働者数 前事業年度の有給休暇の平均取得日数 =

情報の範囲

求人区分に応じて、企業全体の正社員又は正社員以外※の情報を提供してください。

※ 正社員以外の情報は、 期間雇用者やパート、短時間労働者等、 いわゆる正社員以外の直接雇用の労働者全てに関する情報として

青少年雇用情報欄

※青少年雇用情報は、可能な限り全ての項目を記入していただくようお願いいたします※

- ・全での項目を記入することが難しい場合でも、情報提供の義務にとどまらない積極的な情報提供をお願いします。 (情報提供の義務:「企業全体の募集・採用に関する情報」、「企業全体の職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況」、 「企業全体の職場への定着の促進に関する情報」、「企業と体の職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況」、 数値を算出して記入する項目については、小数点型をつか倒によいて、それぞれで1項目以上)。 が値を算出して記入する項目については、小数点型と位を切り結で、小数点第1位まで記入してください。 「企業全体の職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況」については、制度として訴業規則や労働協約に規定されていなくだと、総統的に実施しており、かつそのことが従業員に周知されていれば「あり」と記入してください。

[新卒者等の採用者数/離職者数]

・新卒者のほか、新卒者と同じ採用枠で採用した既卒者など、新卒者と同等の処遇を行うものを含みます。直近で終了している事業年度を含む3年度間についての状況を記入してください。・離職者数は、各年度の採用者数のうち、3年度間における離職者数を記入してください。

労働者ごとの雇い入れられてから記入日の時点までに勤続した年数を合計した値を、労働者数で割って算出します。 [平均継続勤務年数]

[従業員の平均年数]

若者雇用促進法に基づく青少年雇用情報の項目ではありませんが、参考値として、記入日時点での平均年齢も可能な限り記入 してくだみい。

求人申込書記入日直近の数値としても構いません。

研修の有無及びその内容

平均勤続勤務年数及び平均年齢は、事業年度末時点、事業年度当初等、

具体的な対象者、内容を示してください。全ての研修の内容を書き切れない場合は、主な研修の内容のみ記入してください。

教育訓練体職制度、教育訓練短時間勤務制度がある場合は、その情報を含めて記入してください。 他には、配置等についての配慮、始終業時刻の変更、資格取得の費用補助等もこの欄に記入してください。 [自己啓発支援の有無及びその内容]

(メンター制度の有無)

メンター制度とは、新たに雇い入れた新規学卒者等からの職業能力の開発及び向上その他の職業生活に関する相談に応じ、 びに必要な助言その他の援助を行う者を当該新規学卒者等に割り当てる制度のことです。

掛

【キャリアコンサルティング(※1)制度の有無及びその内容

7コンサルティング キャリア

労働者の職業の選択、職業生活設計または職業能力の開発や向上に関する相談に応じ、助言や指導を行う。 ※2 セルフ・キャリアドック ※0者が自らのキャリアドック 高者が自らのキャリアやほんけるべき知識・能力等を確認することを通じて主体的なキャリア形成を行うことを支援するため、年齢、就業年数、役職等の節目において定期的にキャリアコンサルディングを受ける機会を設定する仕組み。

社内検定等の制度の有無及びその内容

労働者に対し、企業が実施する職業に必要な知識・技能に関する検定制度の有無、内容を記入してください。自ら実施する社 内検定のほか、業界団体が実施する検定を活用する場合も含みます。

[前事業年度の月平均所定外労働時間・有給休暇の平均取得日数]

算出方法は左記をご覧ください。

[前事業年度の育児休業取得者数/出産者数]

・育児休業取得者数及び出産者数について、いずれも記載してください。・男性については、配偶者の出産者数を記載してください。

役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合、

求人区分に関わらず、企業全体に雇用される全ての労働者に関する情報としてください。 ※「管理的地位にある者」とは、原則としていわゆる課長級以上が該当します。

(本求人に対する追加の情報提供) [区分毎の情報]

・企業全体の情報のほか、求人申込みを行っている採用区分(例:総合職/一般職)、学歴別(大卒/高卒)や事業所別、別などの情報についても、追加情報として極力記入してください。 ※追加の情報については、貴社の任意の区分の情報で構いません。

職種

[記載する情報についての留意事項]

仕事の内容欄記入 には職種別記入例 をご参考に!



専門的・技術的職業 1

システムエンジニア

○記入項目

- ①どのような分野のシステム設計をするのか。
- ②どのような内容の仕事をするのか。
 - ●システムの分析 ②システムの設計開発
 - ❸ソフトウェアの設計 ④プログラマーの育成
- ③どのような環境(OS、使用言語など)で作業を 行うのか。

○記入例(システムエンジニア)

銀行業務システム(勘定系・情報系)の設計・ 開発をしていただきます。その他ビジネスアプ リケーション (製造業・官公庁・医療/汎用機系・ C/S系)の設計・開発も行っていただきます。 使用言語はJava、VB、PL/1、COBOL です。

機械技術者

○記入項目

- ①どのような機械についての技術者が必要なのか。
- ②どのような内容の仕事を行うのか。

 - ●商品企画 ②機械設計 ③生産設計●部品管理 ⑤工程管理 ⑥設備管理等

○記入例 (機械開発技術者)

当社では主に産業用洗浄機械の設計から製造ま で行っており、その設計・開発の業務です。設 計開発の他に、顧客のニーズ把握、環境調査、 営業担当との打ち合わせの業務もあります。 使用 CAD は AUTO CAD です。

2 事務的職業

一般事務員

○記入項目

- ①どのような部門で仕事を行うのか。
- ②どのような内容の事務を行うのか。
 - ・電話対応
 - 2銀行・官公庁・取引先への外出用務
 - ③文書起案等 ④経理関係事務
- ③事務以外の仕事を兼ねることがあるか。
- ④パソコンを使用する場合、どのような内容か。 (使用するアプリケーションソフトなど)

○記入例(一般事務)

総務部門に属し担当係長の指導のもと事務を担 当していただきます。主な仕事は、社内文書の 管理・保管、郵便物の発送・収受、事務用品の 管理、人事・福利厚生関係事務です。パソコン (ワード・エクセル) で簡単な文書や表を作成し ていただきます。

経理事務員

○記入項目

- ①どのような内容の仕事を行うのか。
 - ●会計業務 ②出納業務
- **3**給与計算 **4**税務関係等
- ②どのような書類・帳簿類を作成するのか。
- ③パソコンを使用する場合、どのような内容か。 (使用するアプリケーションソフトなど)
- ④事務以外の仕事を兼ねることがあるか。

○記入例(経理事務)

不動産会社において、会計、財務、給与計算、 税務関係の業務全般を担当していただきます。 会計ソフト○○を使用しますが、操作方法は指 導します。ワード、エクセルで簡単な文書の作 成や表への入力をしていただきます。そのほか 公的機関への書類提出も行っていただきます。

販売・サービスの職業 3

小売店販売員

○記入項目

- ①どのような商品を販売するのか。
- ②どのような場所で販売するのか。
- ③接客販売以外の附帯業務はあるのか。
- ④販売ノルマはあるのか。
- ⑤どのような勤務体制か。

○記入例 (婦人服販売)

30~50代のミセス向けの衣料品専門店の販売で す。接客のほか、顧客管理、在庫管理、ディス プレイ等も行います。休日、勤務体制は交代制 です。ファッションに興味のある方を歓迎します。 ノルマは一切ありません。

ホールスタッフ

○記入項目

- ①どのような分野の店なのか。
 - 1 料亭2 レストラン3 居酒屋4 カフェ
- ②どのような内容の仕事を行うのか。
 - ●接客・給仕 ❷開店前準備 ❸会計
- ④皿洗い ⑤閉店後の片づけ ⑥調理補助③どれくらいの店舗規模(客席、スタッフ数)か。

○記入例(カフェレストラン接客)

カフェレストランでの接客業務。ご来店のお客様 を席へ誘導、注文を取り、料理や飲み物を運びま す。その他、レジ、開店前の準備と閉店後の片づ けも行います。座席80席。

ホテルフロント係

○記入項目

- ①ホテルの規模(客室数等)はどのくらいか。
- ②どのような内容の仕事を行うのか。
- ③どのような付随業務を行うのか。
- ④担当人数は何名か。
- ⑤語学力はどの程度必要か。

○記入例 (ホテルフロント係)

客室数100室のビジネスホテルで、宿泊客の チェックイン・チェックアウト業務を行って いただきます。具体的には、簡単な施設案 内、チェックイン・アウト対応、宿泊予約の 管理などを行っていただきます。お客様の ニーズに応えるための各種手配(車の手配、 観光スポットの案内など)も行います。 フロント担当は3名1組によるローテーション 勤務となっております。

※日常会話ができる程度の英語力必須。



○記入項目

- ①どのような商品を取り扱うのか。
- ②訪問方法はどのようなものか。
 - ●新規開拓 ②得意先回り
- ③訪問先はどのようなところか。
 - ●個人家庭 ②卸小売業者 ③企業
- ④どのような附帯業務があるのか。
- ⑤営業先はどの範囲か。
- ⑥訪問活動で自動車を使用する場合、社用車を使 用するか。車種は何か。
- ⑦ノルマの有無

○記入例(営業(医療用・工業用内視鏡等))

当社製品(医療用・工業用内視鏡等)の企業 向け営業です。県内及び隣接県内を中心とした 得意先への製品紹介のほか、新規顧客開拓、得 意先のニーズ把握と製造部門との調整もありま す。ワンボックスタイプ(オートマ車)を使用し ていただきます。

美容師・美容師補助者

○記入項目

- ①お店の雰囲気はどうか。(ターゲットとして いる顧客層など)
- ②個人経営なのか、チェーン店なのか。
- ③具体的な業務の内容は何か。
 - ①シャンプー ②カット ③パーマ
 - **4**カラーリング **5**エクステ **6**ネイル
 - **ク**ヘッドスパ など
- ④美容師と補助者の業務の違いは何か。
 - ●受付 ❷掃除 ❸洗濯 など
- ⑤お店の規模とスタッフの人数はどのくらいか。

○記入例(美容師補助者)

幅広い年齢層のお客様を対象としている個人経 営の美容室です。店内はベーシックな色で統一 された落ち着いた雰囲気のお店です。

シャンプー、カット、パーマ、カラーリングを行っ ていますが、補助者の方には受付、掃除、洗濯 などを行っていただきます。また、開店前の準備、 レジもお願いします。この他、お客様へのダイ レクトメールの作成、パソコンによるお客様管理 も行っていただきます。店長他、スタッフ4名体 制です。

医療・福祉関係の職業 4

介護福祉士

○記入項目

- ①どのような施設で業務を行うのか。
- ②どのような内容の仕事を行うのか。
 - ①食事、入浴、排泄等の介護 ②生活援助
 - 3相談業務 4関係者との連絡調整
- ③深夜勤務の頻度はどれくらいか。
- ④どのような勤務体制か。
- ⑤どれくらいの収容人数、担当人数か。

○記入例 (介護福祉士)

高齢者向けデイサービス施設「○○」での業務で す。①食事、排泄、移動の介助②利用者や家族の 方からの相談への対応③ケアマネージャーや関 係施設との連絡調整などの業務を担当します。利 用者定員40名の施設です。月曜日から土曜日ま で交代制での勤務です。1か月の夜勤は4~5回 あります。

看護師

○記入項目

- ①担当の診療科目は何科か。
- ②どのような部署で仕事を行うのか。

 - ⑤リハビリ室 ⑥検査室 ●集中治療室
- ③深夜勤務の頻度はどれくらいか。
- ④どのような勤務体制か。
- ⑤どれくらいのベット数か。

○記入例(看護師)

総合病院での内科外来の看護業務です。医療診 察の補助、医療器具のメンテナンスや準備、生 活改善に係る患者への指導を行います。 2か月に1度程度休日当番があります。

建設土木・労務の職業 5

建設・土木作業員

○記入項目

- ①どのような現場で作業を行うのか。
②どのような内容の作業をするのか。
- ③図面を見る必要があるか。
- ④現場は主にどの地域か。
- ⑤現場まではどのようにして移動するのか。 (現地集合、会社の送迎等)

○記入例(土木作業員)

県内各現場における土木作業。土砂の掘削、コ ンクリートの練り・充てん等の作業となります。 夏季は炎天下の作業となりますので、体力が必 要です。重機運転希望の方は免許取得の補助が あります。現場へは社有車で送迎します。

電気工事作業者

○記入項目

- ①作業現場はどのようなところか。 (木造家屋内部、ビル内部、工場棟内部、屋外)
- ②主としてどのような作業をするのか。 (家庭用電気器具取付け、屋内配線、ビル内
- ③現場は主にどの地域か。

○記入例(電気工事作業員)

住宅の屋内外配線工事。設計図に基づいて、屋 外より線を引き込み、コンセントやスイッチ、照 明器具などの取り付けまで行う。現場は県内全 域。資格取得制度もあります。

生産工程・技能の職業 6

製造工、組立工

○記入項目

- ①どのような製品を製造しているのか。
- ②どのような内容の作業を行うのか。
- ③作業工程はどのようなものか。
 - ●流れ作業/グループ作業/個別作業
 - ②立ち作業/座り作業
- ④どのような工具・装置を操作するのか。
- ⑤どのような場所で作業を行うのか。

○記入例1 (自動車部品プレス)

自動プレス機を用いた自動車部品、OA機器部品 の製造作業です。細かい目視があり、立ち仕事で す。初めはリーダーと一緒に作業していただき、 リーダーが丁寧に指導します。

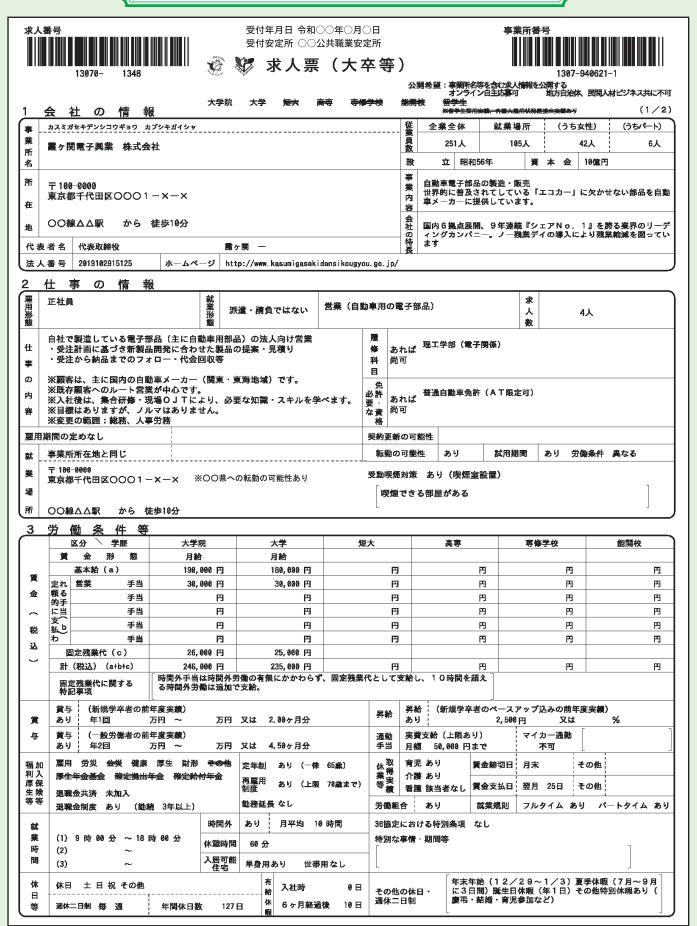
○記入例2 (パティシエ)

パン、洋菓子専門店「○○」でのケーキやパン の製造スタッフです。製造のほか、新商品開発 にも参画していただきます。お菓子作りの好き な方、大歓迎です。





6 求人票(大卒等)見本



求人番号		
	13970-	

受付年月日 令和〇〇年〇月〇日

受付安定所 〇〇公共職業安定所 求人票(大卒等)



												事業所名	最ヶ関電子	興業 株式会	肚			
4 選	基考																	(2/2)
受付期間	6月1日	以降隨時	説明会	日時·場所	6月4日 東京本社(所	1 0時 00										選考日	6月1日	以降随時
選考方法	書類選考 面接 適性検査 その他 筆記試験					同じ	1	応募書類等	ハローワー 履歴書 卒業見込証 成績証明書	明書	その他の応募書類							
応募	書類の返戻	あり							既の 卒応 者募 (卒業後概ね 3年以内)				·退者応募 可					
22	〒 100-0000						者	夢	(幸	業後概ね 3:	年以内)		中堰	51心要	ᆙ			
選考場所	東京都千代田区〇〇〇1-X-X 〇〇線△△駅 から 徒歩10分						既卒者等	社	随民	ŧ			その 他	3]		
担	課係名 役職名						氏名	ョウロ										
当者	電話番号	99-9999-9876		内線	[]		FAX	99-99	999-9	876							
_	Eメール	kasumigasekidensikougyou@go.jp																

<u>り 作</u>	圧争収・符記争収		
補	試用期間:3ヶ月 転勤範囲:大阪営業所、名古屋営業所 受付方法:郵送、電話、Eメール	か 求か	・手当は他に以下のものがあります。 資格手当:当社の定める資格の保有者に対し、1万円支給
足	オンライン自主応募を行う場合は、求職者マイページからアップロ ードし、提出可。	人る 条特	・『ユースエール認定企業』
*		件記 に事 項	・試用期間中は月給〇万円
項		- 24	

青 少 年 雇 用 情 報

1 募	集・採用に		企業全体の情報		新規大卒等の情報			
関	する情報	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	
	新卒等採用者数	16 人	11 人	9 人	4 人	3 人	3 人	
1,,,	新卒等離職者数	1 人	2 人	4 人	6 人	0 人	1 人	
(1)	新卒等採用(うち男性)	6 人	7 人	5 人	2 人	1 人	2 人	
	新卒等採用(うち女性)	4 人	4 人	4 人	2 人	2 人	1 人	
(2)	平均継続勤務年数 従業員の	平均年齢(参考値)	18.5 年	41.7 歳	and the same of th	20.7 年	48.2 歳	

2 職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況

(1)	研修の有無及び その内容	新入社員研修(入社後2週間)※その後現場OJTあり(半年間)、英語講習(通信制)、簿記検定講座(社外講習)、管理職研修
(2)	自己啓発支援の有無 及びその内容	職務に資するものとして会社が認めた資格について取得費用の一部 を補助します。(上限あり)
(3)	メンター制度の有無	あり
(4)	キャリアコンサルティング 制度の有無及びその内容	あり 入社直後、入社3年目等の節目に人事担当者によるキャリア等に関 する相談を実施
(5)	社内検定等の制度の有無 及びその内容	あり 霞ヶ関電子興業社内検定

3 職	場への定着の促進に関する取組の	実施状況	企業全体の情報				新規大卒等の情報			
(1)	前事業年度の 月平均所定外労働時間/有給休暇の平均取得日数			15.5 時間		10.7 日		5.8 時間		12.8 日
(2)	前事業年度の	取得者数	女性	9 人	男性	2 人	女性	3 人	男性	1 人
(2)	育児休業取得者数/出産者数 ※1	出産者数	女性	12 人	男性	10 人	女性	5 人	男性	4 人
(3)	役員及び管理的地位にある者に占める女性の	役員	22.1 %	管理戦	30,5 %	-		-		

% 1	については、	男性は配偶者の出産者数を示しています。	※2 については.	雇用形態に関わらず企業全体における割合を示しています。

産業分類	282	電子部品製造業	就業場所住所	東京都千代田区		
職業分類	0 48-04		識別標			
	_ ======	****	LU		design rate out of the second	

7 求職者からの直接応募を受け付ける「オンライン自主応募」のご案内

「オンライン自主応募」とは

「オンライン自主応募」は、ハローワークインターネットサービスに掲載した求人に対して、 求職者がハローワークを介さずにマイページを通じて直接応募することをいいます。

1 オンライン自主応募の注意点



新規大学等卒業・修了予定者については、卒業・修了年度の6月1日以降に採用選考活動を開始するよう要請しています。オンライン自主応募を受け付ける場合も、この要請を遵守してください。



「オンライン自主応募」とは、求職者マイページを開設する求職者が、求職者マイページから求人者マイページを通じて直接応募する方法をいいます。



「オンライン自主応募」は求職者の自主的な求職活動であり、ハローワークの職業紹介 、を介しない応募方法となります。



求職者からのオンライン自主応募は、職業紹介に当たらないため、ハローワーク等の 職業紹介を要件とする特定求職者雇用開発助成金等は対象とはなりません。



オンライン自主応募に伴って生じるトラブル等については当事者同士で対応することになります。

2 オンライン自主応募の受付の設定方法

★「オンライン自主応募」の受付は、「求人区分等登録」ページの「求人情報・事業所名の公開範囲」にて設定できます。

【公開希望欄】

①以下どちらかを選んだ場合のみ、オンライン自主応募の受付が可能になります。

「1. 事業所名等を含む求人情報を公開する」 「2. ハローワークの求職者に限定し、事業所 名等を含む求人情報を公開する」

【オンライン自主応募の受付欄】

- ②「オンライン自主応募を受け付ける」を選択
- ③「オンライン自主応募に関する注意文」 を確認し、以下にチェックをします。 「注意文を確認し、内容に同意します。」



- ※ 「オンライン自主応募の受付」は、求人者が「可」とした求人に限られ、求人ごとに設定が可能です。
- ※ オンライン自主応募を受け付ける場合は、求人者マイページから変更可能です。
- ※ 労働者派遣事業所や請負事業所からの求人で、就業先事業所を明示できない求人については、オンライン自主応募を受け付けることができません。
- ※ 詳しくは、https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000820477.pdf をご覧ください。



② 職場情報提供制度について

新規学校卒業段階でのミスマッチによる早期離職を解消し、若者が充実した職業人生を 歩んでいくため、労働条件を的確に伝えることに加えて、平均勤続年数や研修の有無及び 内容といった就労実態等の職場情報も併せて提供する制度です。

制度概要

● 新卒者等に対する幅広い職場情報の提供

新卒者等を対象とした募集・求人申込みを行う場合には、下表の項目に関する情報の 提供に努めなければならないとされています。ホームページでの公表、会社説明会での 提供、求人票への記入などにより、下表の項目について幅広い職場情報の積極的な提供 をお願いします。

● 応募者等から情報提供の求めがあった場合は、下表の(ア)~(ウ)の3類型 それぞれについて1つ以上の情報提供

新卒者を募集する求人の紹介を受けた方や応募者、ハローワークなどから情報提供の求めがあった場合は下表の(ア)~(ウ)の3類型それぞれについて1つ以上の情報を提供しなければならないとされています。また、「求め」を行ったことを理由として不利益な取扱いをしてはなりません。

(ア) 募集・採用に 関する状況	直近3事業年度の新卒者等の採用者数・離職者数
	直近3事業年度の新卒者等の採用者数の男女別人数
	平均継続勤務年数
	※従業員の平均年齢(参考値として可能であれば情報提供してください。)
(イ) 職業能力の開 発・向上に関 する状況	研修の有無及びその内容
	自己啓発支援の有無及びその内容
	メンター制度の有無
	キャリアコンサルティング制度の有無及びその内容
	社内検定等の制度の有無及びその内容
(ウ) 企業における 職場定着に関 する状況	前事業年度の月平均所定外労働時間
	前事業年度の有給休暇の平均取得日数
	前事業年度の育児休業取得対象者数・取得者数(男女別)
	役員に占める女性の割合及び管理的地位にある者に占める女性の割合

● 求人票(青少年雇用情報欄)の取扱い(詳細は14、19ページに記載)

「求人票(大卒等)」については、ハローワークの来所者端末のほか、ハローワーク インターネットサービスにおいて、求人情報の一部として公開されます。

求人申込書の「青少年雇用情報欄」は、可能な限り全ての項目を記入していただくようお願いします。

③ 優良な中小企業の認定制度(ユースエール認定制度)について

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、若者 雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度です。

制度概要

● 主な認定基準

- ・ 学卒求人など、若者対象の正社員の求人申込みまたは募集を行っていること
- ・ 若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること
- ・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定外労働時間60時間以上の正社員が1人もいないこと
- ・ 前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年 間取得日数が平均10日以上 (有給休暇に準ずる休暇を含む)
- ・ 直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下
- ・ 直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休 業等取得率が75%以上
- ・ 重大な労働関係等法令違反を行っていないこと など

● メリット

- ・ハローワークなどで重点的PRを実施
- ・ 労働局主催の就職面接会などへ優先的に参加が可能
- ・自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能
- 日本政策金融公庫による低利融資
- ・公共調達における加点評価



<認定マーク>

● 申請手続き

- ・認定企業となるためには、石川労働局へ申請が必要です。
 - 認定基準を満たしていることを確認した後、石川労働局から認定通知書を交付します。
 - ※ 申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができます。
 - また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類を提出していただきます。
- ・ 制度の詳細、申請様式のダウンロード、申請手続きについては、石川労働局ホームページをご覧ください。

「電子申請も利用できます!]

ユースエールの認定申請は、持参又は郵送によるほか、e-Govポータルサイトから電子申請の利用が可能です。(URL:https://shinsei.e-gov.go.jp/)

9 求人の不受理制度について

ハローワークでは、一定の労働関係法令違反があった事業所を紹介することのないよう、 こうした事業所の求人(新卒求人も含む)を一定期間受け付けないこととしています。

制度概要

- 求人不受理となる要件
- (1) 労働基準法と最低賃金法に関する規定

不受理となる対象	不受理期間
1年間に2回以上同一条項の違反について是正勧告を受けている場合	А
違法な長時間労働を繰り返している企業として公表された場合	А
特定対象条項違反により送検され、公表された場合	В

(2) 職業安定法、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児介護休業法に関する規定

不受理となる対象	不受理期間
法違反の是正を求める勧告に従わず公表された場合	А

不受理期間 A: 法違反が是正されるまでの期間に加え、是正後 6 カ月経過するまでの期間

(例1)1年間に2回以上の同一条項違反に ついて是正勧告を受けた場合 (例2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として公表された場合、または法違反の是正を求める勧告に従わず公表された場合





不受理期間 B:送検された日から1年経過するまでの期間 (ただし、是正後6カ月経過するまでは、不受理期間を延長)

(例3)対象条項違反で送検され、 公表された場合



(例4) 送検・公表された日から1年が経過 しているが是正から6カ月経過して いない場合



10 企業情報・求人情報の公開

①若者雇用促進総合サイトへの「職場情報」登録

若者雇用促進法において、新規学卒者の募集・求人の申込みを行う事業主は就労実態等の職場情報を提供することが義務付けられています。

厚生労働省が運営する「若者雇用促進総合サイト」では、事業主が自社の職場情報を登録し、 公開することができます。

●職場情報登録方法

- ① パソコンから若者雇用促進総合サイトへアクセスします。
 (URL: https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp/search/service/top.action)
- ②「事業主の方へ」ページの「新規事業主様登録」をクリックします。
- ③ 仮登録の後、本登録画面で職場情報を登録します。
- ※ユースエール認定企業については労働局で掲載します。





②お申込みいただいた求人について

ハローワークにてお申込みいただいた求人は、4月1日以降に下記の方法で学生等へ公開し、6月1日以降に職業紹介します。ただし、既卒者も応募可能であり、通年採用可能の場合は、早期の就職を希望する既卒者に対し4月1日以降、ハローワーク窓口で職業紹介を行います。

- ●全国のハローワークの来所者端末 全国のハローワークの来所者端末 (パソコン) で、求人票を公開しています。
- ●ハローワークインターネットサービス ハローワークインターネットサービス上で全国の学生に向けて求人情報を公開します。 学生は自宅等のパソコンで全国の求人情報を検索することが出来ます。

公正な採用選考について

「本人に責任のない事項」(本籍や家族の職業など)や「本来自由であるべき事項」(愛読書や尊敬する人物など)の質問は行わず、応募者本人のもつ適性・能力が求人職種の職務を遂行できるかどうかを基準とし採用選考を行ってください。

詳細については石川県内のハローワークで配布されている「公正な採用選考ハンドブック」をご覧ください。また、ハローワークでは「公正採用選考人権啓発推進研修会」を開催しておりますのでご参加ください。

個人情報の取扱いについて

職業安定法第5条の5に基づき、求人者が求職者の個人情報を収集する際には、個人情報の収集・使用・保管する業務の目的について明示し、この目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱わなければなりません。 また、収集した求職者の個人情報について、適正に管理するために必要な措置を講じることが義務づけられています。

石川県内 **ハワーワー**ク 一覧表 (大学等卒業予定者対象求人申込書の提出先)

名 称	所 在 地	電話番号	管轄	
10 10	メールアドレス	FAX 番号	区域	
金沢新卒応援八ローワーク	〒920-0935 金沢市石引 4-17-1 石川県本多の森庁舎 1 階	076(261)9453	金沢市	
	hwkz-young@mhlw.go.jp	076(261)0053		
(ドングハローノーン並派)	※金沢公共職業安定所管内の新規学校卒業予定者対象求人の受付は、 金沢新卒応援ハローワーク(ヤングハローワーク金沢)で行っています。			
 八ローワーク津幡	〒929-0326 河北郡津幡町字清水ア 66-4	076(289)2530	かほく市	
	hwtb-soudan@mhlw.go.jp	076(289)7162	津幡町 内灘町	
ハローワーク小松	〒923-8609 小松市日の出町 1 -120 小松日の出合同庁舎 2 階	0761(24)8607	小松市 能美市	
	komatsu-kyujin@mhlw.go.jp	0761(22)8580	川北町	
 八ローワーク白山	〒924-0871 白山市西新町 235	076(275)4131	白山市 野々市市	
	hw1708-k@mhlw.go.jp	076(275)8047		
ハローワーク七尾	〒926-8609 七尾市小島町西部 2 七尾地方合同庁舎 1 階	0767(52)3255	七尾市中能登町	
	tokuen-nanao@mhlw.go.jp	0767(53)7106		
	〒925-8609 羽咋市南中央町キ 105-6	0767(22)1241	羽咋市	
ハローワーク羽咋	hakui002@mhlw.go.jp	0767(22)0942	志賀町 宝達志水町	
ハローワーク加賀	〒922-8609 加賀市大聖寺菅生イ 78-3 加賀地方合同庁舎	0761(72)8609	加賀市	
	kyujin-1705hw@mhlw.go.jp	0761(72)8619	,,,,,,,,,	
ハローワーク輪島	〒928-8609 輪島市鳳至町畠田 99-3 輪島地方合同庁舎 1 階	0768(22)0325	輪島市	
	wajima-anteisho@mhlw.go.jp	0768(22)1394	穴水町	
ハローワーク能登	〒927-0435 鳳珠郡能登町字宇出津 新港 3-2-2	0768(62)1242	珠洲市	
	hw-noto@mhlw.go.jp	0768(62)1243	能登町	

【開庁日・求人受付時間】

金沢新卒応援ハローワークその他のハローワーク

平日 9:00 ~ 18:00 平日 8:30 ~ 16:00

(土、日、祝、年末年始は閉庁日です)

